

3月11日（木曜日）午前9時30分開議

議事日程（第2日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第3号 北方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第3 議案第4号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第4 議案第5号 北方町道路線の廃止について（町長提出）
- 第5 議案第6号 北方町道路線の認定について（町長提出）
- 第6 議案第7号 平成21年度北方町一般会計補正予算（第8号）を定めるについて（町長提出）
- 第7 議案第8号 平成21年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについて（町長提出）
- 第8 議案第9号 平成21年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについて（町長提出）
- 第9 議案第10号 平成22年度北方町一般会計予算を定めるについて（町長提出）
- 第10 議案第11号 平成22年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて（町長提出）
- 第11 議案第12号 平成22年度北方町老人保健医療特別会計予算を定めるについて（町長提出）
- 第12 議案第13号 平成22年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて（町長提出）
- 第13 議案第14号 平成22年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについて（町長提出）
- 第14 議案第15号 平成22年度北方町上水道事業会計予算を定めるについて（町長提出）

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで

（追加日程）

- 第1 議案第16号 北方町老人デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）

---

出席議員（10名）

1番	鈴木浩之	2番	安藤浩孝
3番	廣瀬和良	4番	中村広一
5番	福井裕子	6番	立川良一
7番	戸部哲哉	8番	井野勝已
9番	日比玲子	10番	田中五郎

---

欠席議員 (なし)

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	室 戸 英 夫	副 町 長	山 本 繁 美
教 育 長	宮 川 浩 兵	参 事 兼 都 市 環 境 農 政 課 長	大 平 喜 義
参事兼税務課長	高 橋 勉	総 務 課 長	村 木 俊 文
住民保険課長	山 田 忠 義	福 祉 健 康 課 長	北 村 孝 則
上下水道課長	豊 田 晃	教 育 課 長	奥 野 政 興
収 納 課 長	西 口 清 敏	会 計 室 長	渡 辺 雅 尚

---

職務のため出席した事務職員の氏名

議会事務局長	高 橋 善 明	議 会 書 記	木 野 村 幸 子
議 会 書 記	小 林 卓 二		

---

○議長（井野勝巳君） おはようございます。

連日御審議をいただきまして、大変にありがとうございます。また、御苦勞さまでございます。ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しております。

ただいまから平成22年第3回北方町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において6番立川良一君、及び7番戸部哲哉君を指名いたします。

---

### 日程第2 議案第3号

○議長（井野勝巳君） 日程第2、議案第3号 北方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。日比君。

○9番（日比玲子君） 第13条の特殊勤務手当ですが、死体を扱ったときに1,500円、町長が決めるということになっていますが、これは動物、猫とか犬とか、そういうのか、それとまた人が亡くなったときの亡きがらを扱ったときのこの状態なのか、そういうことによって町長が動物であれば幾らとかというふうにするのか、その辺についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） その扱いについて、まずここに文章化しております死体の取り扱い作業というのは、以前は動物というか、犬なんかもありましたけど、これはもう業者に全部処理を委託をしておりますから、人体といいますか、人の場合に限定をされるというふうに解釈をしていただいていいかというふうには思っております。

○議長（井野勝巳君） ほかございませんか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は総務教育常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

### 日程第3 議案第4号

○議長（井野勝巳君） 日程第3、議案第4号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。立川君。

○6番（立川良一君） 今回の定例会で特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するというのは、大変時宜を得た事業だと思うんですけども、町長の提案説明の中にもありましたけれども、やっぱり今の政策審議会が充実して、ボランティア、NPO団体へ発展をしていく、期待をするものというのはそのとおりだと思うんですね。

それで、お尋ねしたいことは、7,200円の費用弁償が6,000円になったわけです。その根拠というか、ちょっとお尋ねしたい。

○議長（井野勝巳君） 山本副町長。

○副町長（山本繁美君） 今回、日額報酬を7,200円から6,000円にいたしましたことは、昨年、同じ趣旨で報償費、報酬でない報償費、7,200円の報償費を6,000円に改正した経緯があります。今回、報酬もそれに合わせて6,000円にしたということであります。

○議長（井野勝巳君） 立川君。

○6番（立川良一君） 政策審議会が4,000円ということであります。それで、私はその人でなかったらできない仕事、例えば弁護士であるとか医者であるとか、何かの資格があるとかという。かように7,200円に関しては疑問に思っておったんですけども、出てきて2時間あるいは3時間、午前中とかという、何も話さない、別にその人じゃなくてもいいという方が7,200円というのは高いんじゃないかなという思いを持っていました。

たまたま行財政改革をこれから進めていきますので、一番最初にそこら辺の報償費、あるいは委託金。特殊技術というか、たまたま私は剣道をやっておりますけれども、岐阜県で1人出す全日本選手権の審判に行くと3,000円、審判謝金。これはだれでもできるわけやないです。岐阜県で1人選びますので、観衆が納得をして、出る人が納得をする、あそこで旗が上がるというのは仕方がないんだと、あの人が旗を上げるんやからやむを得ないな、その報酬が3,000円という。それで、もちろん出すにこしたことはありませんけれども、こういう時期ですので、かなり遠くの場所まで車で自分で行く、例えばメモリアルでやれば駐車料金は自分で払う。それで、帰りにいただく報償費が3,000円。これはやっぱりボランティアというか、次の世代を導くという使命もありますし、金銭に関係ない。それでもやっぱりみんな一流の指名された審判が出てくるわけ。

段級審査の審査に行きます。これもかなり距離が遠いです。それで、1日審査を務めて、講習会を開催して、その後、面をつけて一般の方々の稽古を受けます。その報酬が1日、朝から夕方までで5,000円。

だから、一遍ちょっと、今年度をとやかく言うわけではありませんけれども、こういうところ辺はもうちょっとしっかり見直していただいて、政策審議会の方々からいろいろ提言していただいて、一生懸命意見を言っていたら4,000円というのは大変ありがたいというか。将来的に

は、やっぱりこの委員会で、あるいは何々の検討する団体というのはもうボランティアでもいいと思うんです。町がお願いをして、ぜひお力を。来年に向けて、ぜひ一遍また考えていただいて、どこで町の予算を削っていくかということだと思います。また、削って差しさわりのないところというか、一遍またお願いをします。

○議長（井野勝巳君） 答弁はよろしいか。廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） この嘱託員の報酬ということで、徴収員の壁がありまして、これ能率給ということでございますけども、件数の50円を切ったというのは、その理由がよくわからない。収納率というのは額の収納率もあるんでしょうし、それから件数の収納率というものもあるんだろーと思います。公平性という意味から言えば、額の公平性と、それから額のほうはちいといいけれども、件数はめっちゃめっちゃ払わない人いるよという話になるわけで、そこら辺を今回削ったというのがよくわからない。件数と収納率というのは今どのぐらいになっているか、その辺わかれば。きょうわからなかったら委員会でも結構ですので、教えていただきたいなというふうに思います。よろしく。

○議長（井野勝巳君） 山田住民保険課長。

○住民保険課長（山田忠義君） 今、徴收件数につきましては平均で180件ほどです、月。それで、徴收件数1件当たり50円を取り扱っているんですけど、まことに煩雑になっております。例えば分納の場合、1期分を3カ月かけて3回に支払うと150円支払われることになってしまいます。1件に1期、一期に支払うことによって。その逆で、例えば一つの世帯に数期一遍にまとまると、例えば5期一遍にもらうと、2,000円、5期もらって、1万円もらってくることによって、その方は250円、件数の、今、支払っている状況でございます。そういった煩雑さがありまして、その辺の支払い方が適正かどうかちゅうのも疑問があります。

それで、毎月、今、その件数の金額が8,000円以上支払われております。それをなくして、今、基本給が10万5,600円のところに4,400円足して11万円をもう基本給としていきたいということで、今回改正させていただきました。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 件数の、今の収納率というのはどういうふうになっていますか。そこら辺はわかります、わからなかったら後で。

額の、いわゆる調定額に対する入った額で収納率というのは見るわけですよ。それは額のほうやない。ほんで、調定した人が何人おって、そのうち何ぼそれを納めていない人いるのちゅうのがわかりますかという話なんです。それはわからなかったら今はいいです。またの機会で結構です。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） 立川議員の質問に関連をしますけども、この7,200円から6,000円にしたということは周辺市町とのバランス等も考えた中での金額であろうと思いますが、新聞で見たわけなんですけども、養老町のほうでは1時間以内に終わる会議はこの日当を半額にするような提案

をなされておりますが、会議によって、そら意見が闊達の中でかなりいい会議もあろうかとは思いますが、私が今まで議員になっている、こういう運営委員会とか、そういうのに出させていただいた中で、恐らく2時間以上の会議ってほとんどないように思うわけなんですけど、実際に1時間以内、30分そこそこで終わる委員会もあるわけで、そういった中で、多分養老町もそういう提案をされたと思うんですけども、これに関してひとつ町長の御意見をお伺いしたいなと思いますけれども。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 比較的、従来北方町というのはこういう手当というのが高額でありましたね。行革の委員会などで、きょうまでたびたび議論をいただいて、今日の経過をたどっておるわけでございますけれども、確かにそういう指摘もあると思います。ただ、他の市町、見習う必要はないと言えればそれまでですけども、やっぱり一つには他の市町、近隣市町とのバランスということもある程度考慮に入れまないと、同じことをやって、同じ会議に出て行って、こんなに格差があるという批判も出かねないというのが一つでございます。

それからもう一つは、議員さんが今おっしゃるようなこと、議員さんの立場で言うと、そういうこともある、そういう感覚もあるかと思っておりますけれども、こういう言い方はどうかと思っておりますが、いつも議員さんというのは議員という職務でスタンバイをしておいていただけるわけでございます。いつでも出かけれる態勢というのは、心の準備というのはしておいていただけるわけですけども、民間の人はそれぞれに、人によっては自分がみずから営業をしたりしていらっしゃる立場の方もございまして、たとえ2時間といえども、その時間を行政の都合でお願いをするということになりますと、それ相当な対応が必要ではないかという見解もまた出てくるわけでございます。

大変この金額を定めるということは非常に難しい問題でございますけれども、これからの行革委員会等、また議会の皆さんとも相談をして、必要に応じて見直しを進めていくという努力は進めさせていただきたいと思っております。

それから、政策審議会につきましては、これも高いか安いかというような議論はありまじょうけれども、決めさせていただきました経過は、やはり住民参加でこの会は進めていただく、つまりみずから手を挙げて参画をしていただく趣旨のものでございますから、余りたくさんの手当を支払うのも当初の発足の趣旨からいかなものかという配慮があったということでございます。中には熱心な方もございまして、返上をしたいという方も委員の中にもいらっしゃいますので、大変ありがたいと思っておるわけでございますけれども、これも他の委員さんとのバランスもございまして御協力をいただいておりますと、こういうことでございますので、よろしくお願いをいたします。検討は、これからも点検をしながら進めてまいります。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号については、総務教育常任委員会に付託をしたいと思います。

思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は総務教育常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第4 議案第5号

○議長（井野勝巳君） 日程第4、議案第5号 北方町道路線の廃止についてを議題といたします。提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は厚生都市常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第5 議案第6号

○議長（井野勝巳君） 日程第5、議案第6号 北方町道路線の認定についてを議題といたします。提案説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。日比君。

○9番（日比玲子君） この町道路線を認定することによって、どのぐらい長さとか面積とかふえますか。

○議長（井野勝巳君） 大平都市環境農政課長。

○参事兼都市環境農政課長（大平喜義君） 今回、加茂地区の路線を新しく認定することによって、延長的には2,200メートルほどになるかと思います。具体的な面積につきましては、これから詳細な測量、道路台帳というものをつくりまして面積が確定されますので、それ以降、確定した面積になるかと思います。よろしく願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） もう一つ。道路台帳をつくるということですが、これ面積とか長さによって地方交付税に算入されてくるわけですが、一体どのぐらいを見込んでいるんですか。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 日比議員の御質問ですが、当然基準財政需要額、これは支出のほうですが、その係数には数字は上がりますが、じゃあそれで幾ら入るかというのは大変複雑な計算でございますので、正直言わせて。

〔「わからない」の声あり〕

○総務課長（村木俊文君） はい。確定した数字をお出しすることは不可能かと思えます。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号については、厚生都市常任委員会に付託をいたしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は厚生都市常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

## 日程第6 議案第7号

○議長（井野勝巳君） 日程第6、議案第7号 平成21年度北方町一般会計補正予算（第8号）を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。日比君。

○9番（日比玲子君） 10ページですけども、区画整理をすることによって字名が変更されるんですが、当初で字名字区域変更業務委託料は800万円組んであったんですが、453万円減額をすることということでありますが、なぜこういう大きな金額が出たのか、そして字名が多分決まっているはずですので、ちょっと公表してほしいと思えます。

○参事兼都市環境農政課長（大平喜義君） お尋ねのことは、19ページの土木費の土地区画整理事業費ですね。

〔「そうです」の声あり〕

○参事兼都市環境農政課長（大平喜義君） これの委託料で、字名の変更業務委託料453万円減額ということなんですけど、基本的には町長の提案説明の中にもございますように、現在の自治会の名称を踏襲したことということで、地元のほうからの御要請が強うございますので、それを尊重させていただくということでございます。

区域につきましては、区画整理の換地処分にあわせて関連する自治会、具体的に申し上げますと、朝日町は区画整理を前、一番最初にやられた、その部分で残っておる部分がございますので、朝日町の一部。それから、若宮町、東加茂、栄町、それから最後に加茂町でございますけど、加茂町につきましては、当初、歩調を合わせて、加茂町の全域を新しい町名、地番ということで町から御提案申し上げました。結果的に、加茂町の全体の意見で、簡単に申し上げますと、3分の2の方が現状のままでよろしいというのは区画整理の区域内ですけど、そういう結論が出ましたので、これは面積が変わることによって大きく変わります。そういうことで、減額の要因がございますし、もう一点は、区画整理の境の天王川の国道を横断するボックス工事がございます。これが当初はもう少し早い時期に県のほうで施工をお願いする予定でございましたけど、県の御都合で実施期間が遅くなったということで、区画整理の解散時期がずれ込むということによって、換地処分の時期もずれ込む。そうしますと、字名の変更もあわせてずれ込むという、結果的に作業がおくれますので、あわせまして452万円ほどの減額をお願いするものでございます。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） もう一つ。今、452万円と言われましたが、減額は453万円ですので。

それから、大体わかりましたけど、若宮町あたりは加茂の1番からずっと連番で打ってきたわけですが、それが今度区画整理することによって、若宮の1丁目とか2丁目とかになるということですので、その辺のことについては今はわからないんですか。町名がどういうふうに変ったのかということ。

○議長（井野勝巳君） 大平都市環境農政課長。

○参事兼都市環境農政課長（大平喜義君） 簡単に申し上げますと、今までの大字というのが新しい、例えば若宮町ということになるわけですね。字名というのが1丁目、2丁目、3丁目ということに変更することになります。ですので、基本的には、国、法務局等々の資料では200筆、土地の数ですね、こういうもの、200を大体の基準にして1丁目を区分すると。住宅の戸数じゃございません、土地の数です。ですので、家が建っていないくとも200筆あれば大体一つの1丁目という基準を持ったほうがよろしいという指導がございますので、大体それを基準にやっています。

ただし、現在の自治会の運営上、班構成がされておりますので、その班構成を侵してまで分割することは大変地元も混乱ございますので、それもあわせて地元のほうと協議して、具体的にこれから決めていきたいということでございますので、よろしく……。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） よろしいですか。質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号については、各常任委員会の関係部分をそれぞれの常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は各常任委員会の関係部分をそれぞれの常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

## 日程第7 議案第8号

○議長（井野勝巳君） 日程第7、議案第8号 平成21年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。戸部君。

○7番（戸部哲哉君） 7ページの高額医療の負担金ですけども、お尋ねしたいのは、医療費の高額者に関しては、申請を受けて還付をするわけなんですけども、こういった手続の中で還付をされておられるのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 山田住民保険課長。

○住民保険課長（山田忠義君） 通常、高額療養費につきましては、今は限度額申請書を出していただいて、通常の方につきましては減額申請書によりまして、通常ですと4万4,400円以上、もう窓口で支払うことがあるようであります。それで、限度額申請書を出せない、いわゆる滞納者

についてですが、一度病院のほうで支払っていただきまして、その後、限度額を超えた部分につきまして貸し出しまして、申請していただくというものでございます。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） 還付される部分に関しましては、余り限度額を超えた部分に関しましては申請書でその金額が入っているわけですよね。それを差し引いた部分は振り込みされるわけですね。その申請書にはその振り込みの口座番号書いてありますか。

○議長（井野勝巳君） 山田住民保険課長。

○住民保険課長（山田忠義君） 通常は、口座番号を聞いて支払います。ただ、高額な滞納者につきましては、それをまた本人の許可をもらって保険税に回す場合もございます。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） それで、その滞納者のことをお聞きしているわけじゃないんで、今の申請を受けて口座番号をそれに、還付先の口座番号が書いてあるわけですよね。当然その金額をそこへ、その口座番号を見てその銀行へ振り込むという手続でよろしいんですね。

○議長（井野勝巳君） 山田住民保険課長。

○住民保険課長（山田忠義君） はい、それでよろしいです。よろしくお願いします。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） ちょっと小耳に挟んだんですけども、その還付が全く他人の口座に入ったということをちょっとお聞きしたんですけども、そういうことがどうして起きるのかということ、間違いはないように思うんですが、その点ちょっとお尋ねしたい。

○議長（井野勝巳君） 山田住民保険課長。

○住民保険課長（山田忠義君） 大変申しわけないわけでごさいまして、口座番号は合っていたんですけど、債権者の入力ミスというのを、本当に単純なミスで大変申しわけないんですけど、1件犯してしまいました。どうも大変済みませんでした。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） いや、ですから、今、その申請書を見て、口座へ振り込むわけですよね。それが、その間違った口座が、果たしてどこから引っ張り出してきて、どこにあったのかということ。どうしてそんなミスが起きるかということ。どうしてそんなミスが起きるかということ。どうしてそんなミスが起きるかということ。

この話をちょっと小耳に挟んだ中で、起きようがないミスなんですよ。どうして申請もしていない人の、全く名前も違う人のところの口座に振り込まれたのかということ、その説明をちょっとしてください。

○議長（井野勝巳君） 山田住民保険課長。

○住民保険課長（山田忠義君） 済みません、ちょっとその詳しいところをもう一度、今度、委員会のほうで説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） これは課長の担当ですよ。詳しいことを把握しておられんということ。

すか。

○議長（井野勝巳君） 山田住民保険課長。

○住民保険課長（山田忠義君） 入力ミスというふうに聞いて、もちろんすぐ本人のほうに謝りに行きましたもんで、その入力ミスというのを、何で起きたかと言われると、ちょっとそこまで精査しておりませんでしたので、今後、精査しますのでよろしくをお願いします。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） そういったミスがどうして起きたかということ把握していないと、また次起こるといふことと、1点、僕が何でこれを今取り上げているかということ、その対応の仕方が非常にまずかったということですね。今、すぐ謝りに行かれたと言われましたけども、その方は非常に怒られて、電話一本で、間違えて振り込んだから返してほしいと、そういう電話をいただいたと。ほんで、銀行へ行ってくださいと。そういう対応も含めた中で、そのことを今、課長が、原因がまだわからないと言われましたけども、単純な入力ミスで他人の口座に現金が送られたということ、この事実がそんなに簡単なことと認めていただければ困るということですよ。

それと、決してこんなことがあってはならないと思いますが、現実的に振り込まれた方は、それは全くいわれのないお金ですから、返せと言え、それは返されるでしょう。しかし、その対応の仕方というのも、やっぱりこれはミスをしたからには、その誠意を持った中でやっぱりやられるべきであって、あくまでも何の言われもないお金を振り込まれた人に関しては悪意も何もないわけですから、やっぱりそれをいきなり電話で、間違えたから返してほしいと、そんなことはとんでもない話だと思うんですけども、いかがですか。

○議長（井野勝巳君） 山田住民保険課長。

○住民保険課長（山田忠義君） 過ちは大変申しわけないんですけど、直ちに電話で済ませたわけじゃないです。当家へ行って、謝って了解を得たつもりでございます。今後、このようなことのないように徹底しますので、よろしくをお願いします。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） 担当、間違えた方が謝りに行くのは当たり前だと思うんですけど、課長、行かれましたか。

○議長（井野勝巳君） 山田住民保険課長。

○住民保険課長（山田忠義君） 私は行っておりません。了解を得たという報告を得たもんで、これで解決したと思込んで行かなかったものでございます。今後、自分が行くようにさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） やっぱりミスということは、起きることは、これはもう人間ですから、やむを得ないかとは思いますが、やっぱりそういうミスをしたときの対処、これはやっぱり管理する方としてはしっかりしていただかないと、ミスがまたミスを呼ぶ。恐らく僕の耳に入ってきたのが初めてではないと思うんですけども、全く勉強会の中でもそういった話、課長もされ

なかったし、報告もなかったわけなんですけども、過去にもあったということですか。初めてですか。

○議長（井野勝巳君） 山田住民保険課長。

○住民保険課長（山田忠義君） 私、就任の中ではございません、一遍も。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） これ以上言いませんけども、ぜひ課長が今、どうして入力ミスしたかはわからないと言われたんですけども、その結果をまた議員の皆さんにもわかる中で御説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（井野勝巳君） 田中君。

○10番（田中五郎君） 今の問題でちょっと、事が起きたら、いわゆる執行部等々で一応その問題について議論をしていただいて、解決策をしっかりとやっていただきたい。今の話を聞いとると、全然その対応がされていない。課長独自の、自分だけのとこの課で済ませようと、それは絶対あきません。やっぱりしっかりとその辺のところは町長まで耳に入るようにきちっとしてもらいたい、それだけつけ加えておきます。

○議長（井野勝巳君） よろしいか。町長。

○町長（室戸英夫君） 大変この事件に対しましては、納税者といいますか、当事者に御迷惑をかけて、申しわけないことだと思って、心からおわびをしたいと思います。

ただ、今お話を聞いておりまして、私も小さな金融機関にありましたけれども、内部の事務処理の牽制制度が不十分だと思いますね。担当の職員がその振込先を間違えて入力したら、そのままストレートに会計室まで行ってしまって会計室が支払うというシステムというのはやっぱり問題があると。それが相互に点検ができる、牽制ができるというシステムを、やっぱりどういう方法か、ちょっと実務的には私にはわかりませんが、しっかりと確立をしなければならんということを今お話を聞きながら痛感をしたところでございます。早速内部的に、担当課だけに限らず、全部の部署に対してそのことを徹底をして、しっかりとしたお互いの牽制制度といいますか、点検制度が確立できる事務の流れをつくり出すようにさせていただきたいと思っております。大変御迷惑をおかけして申しわけございません。

○議長（井野勝巳君） よろしいか。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時09分

---

再開 午前10時20分

○議長（井野勝巳君） それでは、再開をいたします。山田住民保険課長。

○住民保険課長（山田忠義君） 大変申しわけございません。このミスをお犯した原因は、12月に振り込んだ名簿の機械の中に修正をかける形で行ったために、金額、口座番号を打ち、氏名の部分を修正をし忘れたというのが原因でございます。それで、大変申しわけございませんでした。今

後の対応につきましては、私自身が行きまして謝るようさせていただきます。

それと、今後の対応といたしましては、絶対に修正を行う格好での処理をさせずに、すべて新規で行うという処理でいきたいと思っています。それで、それ以上のチェック体制につきましては、今後、課へ戻りまして検討して、また御報告させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） 余計わからんようになったんやけど、その12月の修正というのは、そのときに還付請求された人のということですか。

○議長（井野勝巳君） 山田住民保険課長。

○住民保険課長（山田忠義君） 12月に還付された方の名簿です。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） 僕がちょっと聞き間違えたんかもわからんのやけども、もう還付請求は今までしたことがない、その口座の人は。だから、その。

○議長（井野勝巳君） ちょっと山田君、今、戸部君が言っているのは、過去に還付請求をしたことのない人のところに還付金が入ったと。なぜそういう口座に入ったのかという質問ですよ。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

---

再開 午前10時26分

○議長（井野勝巳君） それでは、再開をいたします。山田住民保険課長。

○住民保険課長（山田忠義君） その言われた方についてはないんですけど、家族の中で過去に還付を受けている方でございます。透析されてみえるもので、その還付があった方でございます。

前にあった人のやつを修正する、上書きをするという格好で作業をしていたものでこういうことが起きたもので、大変申しわけございませんでした。

済みません、Aさんの画面の中にBさんを、今度支払うもので、Bさんのやつを上書き、そのAさんのところへ上書きする格好でやってしまったもので、今回ができました。ですから、今後はもう新規、真っさらなところに書き込むようにさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（井野勝巳君） よろしいか。廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） ちょっといい。その振り込まれたほうというのは、前からその還付請求をしとった人ですよ、そういうことでいいんですよ。

〔「……、はい」の声あり〕

○3番（廣瀬和良君） そうすると、我々が文書をつくるときに、前年度文書を日付だけ変えてつくるような場合があるじゃないですか。その前の振り込んだ人の名前の還付請求があって、そこに、それを使って、いわゆるこっちの人の還付請求書をつくるときに、金額とかそういうものは入れてきて、最後の名前だけ訂正し忘れたという話でいい。そういうことでいいの。

○議長（井野勝巳君） 山田住民保険課長。

○住民保険課長（山田忠義君） 口座番号だけの修正を忘れているということです。

○3番（廣瀬和良君） 銀行というのは、名前があって番号があるんだよ。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） そこまで僕も確認をしてこなかったんで、過去に還付請求をされて、そこを上書き、名前と金額を間違えたということだよ。あとの口座の訂正は全くされなかったから、そこへその金額が行ってしまったということですよ。わかりました。

今後、そういうことのないように、ひとつお願いをいたしたいと思います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） それでは、質疑は終わりました。

ただいま議題となっております議案第8号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は厚生都市常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第8 議案第9号

○議長（井野勝巳君） 日程第8、議案第9号 平成21年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第9号については、厚生都市常任委員会に付託をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は厚生都市常任委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

---

再開 午前10時38分

○議長（井野勝巳君） それでは、再開をいたします。

---

#### 日程第9 議案第10号

○議長（井野勝巳君） 日程第9、議案第10号 平成22年度北方町一般会計予算を定めるについて

を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これからページ数を分けて質疑を行います。

予算の調整から歳入の33ページまで質疑を行います。質疑の場合はページ数、金額等を言っていたきたいと思いますので、よろしくお願いたします。日比君。

○9番（日比玲子君） ちょっと収納課のことについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 何ページですか。

〔「ページ33のうちやぞ」の声あり〕

○9番（日比玲子君） 町民税のことでの滞納繰り越しに関連をしてお聞きをしたいと思います。

収納課というのが、ことし、昨年からできたわけですけども、21年の決算で、一応町税としては2億2,350万円で、個人が、法人町民税の滞納繰越分で約3,600万円収入があるという、取ってみるといことになると思うんですけども、一体この収納課ということの仕事、何をされているのか。収納課は収納課なんだけども、ちょっと問題あるので、現年課税はその税務課と住民保険課でやるということで、滞納繰り越しに関しては収納課でやると言われたんですけども、その辺について具体的にちょっと話をしてください。

○議長（井野勝巳君） 西口収納課長。

○収納課長（西口清敏君） 失礼します。今、議員さんが言われましたように、過年度、滞納繰越分を収納課のほうでは対応しております。現年度課税の分については税務課のほうでもらっておるんですが、どういうことと言われると、すべて今年度、滞納者の方については個別のファイルというもので、すべて個人個人どのような状況であるかという形で整理をしながら、まだ1年目ですので、すべてそういう資料が一つもなかった状態でスタートしておりますので、とりあえず古いものから優先的に今年度のほうは滞納分の古いもの、時効を迎えないような処置、そして古くて時効になってしまっているものの整理、こういうものをとりあえず4月、5月、初期の段階では行っております。それを、一通りそういうものに対しては催告とか警告を出しながら納税というもの、これは相談というものを中心に、そういう警告を出しながら進めてきたつもりです。

そういうものが一通り終われば、次にやはり最近といいますか、古いものというのは、とりあえず分けさせてもらったのが平成17年以前という一つの区切りをさせていただきました。その後、お盆から秋にかけては平成18年、19年というものの整理に入ってきます。それで、やっとほとんど、冬を迎える段階で平成20年というものの整理、新しいもののほうがどっちかというと、まだ滞納して額も少ないですし、納めてもらえる機会があるというような形で、とりあえずこの1年間を大きなスケジュールとしてはそんなような形で対応しております。

税のほうについては、一通りそういう形で町税、これは固定も軽自も含めてです。そういう形で持っております。

国保につきましては、やはり国保の担当課とどのように進めていかと。さすがにやはり国保については現年度の受給証というんですか、保険証のほうの給付状況、そして分納状況、そうい

うものもやはり関連しますので、やはりこれについては国保のほうとどういう方をどういうふうに対応しようかという形で、とりあえず今年度は私のほうとして対応をしたのが、まず町外へ出られて北方町にこれ以上ふえない方、もう確定してみえる方ですね、国保の滞納額が確定している方、及び社保に、町内の方でも社会保険のほうに切りかわれば、もう国保はそこで終わりますよね、そうすると一定の滞納額がこれで固定するという方、その2人の、2人といいますか、二つの条件の方を中心にまず洗い出しをします。その中で分納をとってみえる方については私のほうでは対応しなくて、全くとまっている方、そういう方を中心に、私のほうとしてはほとんど集金とかお願いとか、そういうことをしておりません。ほとんどがいきなりもらった段階で預金調査等、そういうものをかけながら滞納処分という行為を中心に行っているつもりです。

ですから、実績的にはあれですが、町税のほうとしましては、差し押さえ関係が196件、1,770万円、約。差し押さえ預金としてはしております。国保のほうも預金としては28件、303万円というものが預金で差し押さえをしている状況であります。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） なぜこんなことを聞いたかといいますと、3月の初めに、あるところに私が出かけていきましたら、新聞などでは高校生の学校の授業料が払えていないもんだから、納付ができていないのだから、その子がバイトをしていると。そして、銀行に振り込みがあるので、その学校の職員なりがついて行って、振り込まれてすぐに引き出すのをその納付金として集めていると。新聞では知っていたんですが、それが現に北方町でやられていると、どこの課か知りませんが、今まで督促か何か来るんだけど、ほかつといたんだけど、銀行まで納める人について行って、そして引き落としをしてお金を払ったということを3月の初めに聞いたんですけど、どこの課かそれはちょっとわかりませんが、そういうことが現実にあったということですので、本当にそれが、まあ確かに納税者の義務かもしれませんが、いいのかどうかというのはちょっと疑問に思いましたので、今後お願いをしたいと思います。

〔「何をお願いする」の声あり〕

○9番（日比玲子君） とるのかどうかちゅう。

〔「何をお願いするんか言っていかなあかん、わからへん」  
の声あり〕

○9番（日比玲子君） まあいいや、わからなきやいいわ。

そして、もう一つ聞きたいのは、税務課のほうに聞きたいと思うんですが、口座の引き落としができなかった人に対して、あれは県から来るのか知りませんが、赤いはがきで来るんですね。そういうのはもう承知されているんですか。

○議長（井野勝巳君） 高橋税務課長。

○参事兼税務課長（高橋 勉君） 口座の引き落としができなかった人については、再度町のほうから口座落ちませんでしたという案内はがきを出しておりますので。その赤いというのはちょっとその辺は掌握しておりません。

〔「引き落としができなかった人に……」の声あり〕

○参事兼税務課長（高橋 勉君） いや、督促状は赤い色はつけておりません。

○議長（井野勝巳君） 豊田上下水道課長。

○上下水道課長（豊田 晃君） 今、赤い通知が届いたとおっしゃいましたが、私どもの上下水道課は滞納者に対して、特に2期以上滞納した方については今回給水停止という通知を出しましたが、今まで白い紙で出しておりましたが、なかなか認識が薄いということで、今回、赤い紙、ピンク色ですけど、送りましたので、ひょっとしたらそのことかもしれません。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） そしたら、上下水道のほうで赤い紙、はがき、何しろはがきが来ていたので、引き落としがおたくは口座に、引き落としができないという2通のはがきを見せられたので、その中身までは私も確認しませんでしたので、もう一回確認をして、上下水道なのかどうか、確認したいと思います。

○議長（井野勝巳君） 田中君。

○10番（田中五郎君） たばこ税が、要するに値上がりされるので、1,410万円、収入の増額になっておりますが、町長にお尋ねしておきたいんですが、将来的に国のほうは行政に対して、喫煙施設に対しては禁煙を求めてくると思っております。そういう中で、これから町として各施設に喫煙をさせるつもりか、それとも今までどおり外で吸っておられる方が結構あるんですが、そのような対応をされるのか、その辺、全体的なことをちょっとここでお願いしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 町としての対応をどうするかという明確なものを今、決めておるわけではございませんが、ただ、社会全体の流れとしては禁煙傾向が非常に強くなってきておるし、御案内のように、もう公共施設のほとんどで、指定の場所以外は喫煙ができないようになっておりますし、飲食店等についてもそういう傾向がどんどん強まってきておると。したがって、これからますます喫煙場所の制約というものは進んでくるだろうというふうに思っております。

行政としても住民の健康という面からいたしますと、やはり従来のようなどこでも吸えるという、一昔前のようなどこでも吸えるというような状況では、たばこを吸わない人たちへの迷惑もありますので、社会の流れに沿って喫煙場所というものはだんだん限定をされてくるということはいたし方ないのではないかと。その流れに沿って、私どもの公共施設につきましても、適宜適当に対応をしていかなければならない事態になるのではないかとというふうに思っておるところでございます。

○議長（井野勝巳君） 33ページまでよろしいですか。日比君。

○9番（日比玲子君） 26ページの県の支出金ですが、教育費の県補助金のところで、放課後児童健全育成事業補助金の3分の1補助であります。これは国からも161万2,000円、県からも161万2,000円来るわけですが、本人の負担も含めるわけですけども、この3分の1のもとになっているのは何なのかと。私が計算をすると、400何十万円いただかないといけないんじゃないかな

と思うんですけど、その3分の1の積算されたのはどういうことなのか、そこはちょっとわかりませんのでお願いします。

○議長（井野勝巳君） 奥野教育課長。

○教育課長（奥野政興君） 放課後児童のこの基準になる金額でございますけど、483万6,000円と、これが国の当然全国的に見たところ、これだけいろんな人件費と、それから備品等で必要であると思われる金額を国が示しております。それで、今回この483万6,000円の3分の1が国庫、同様に県費が3分の2ということで、それぞれ161万2,000円の補助金がつくということです。

以上です。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） もう一つ。そうしますと、国の基準が、うちがやっているのよりも少ないということになりますね。それでいいですか。

○議長（井野勝巳君） 奥野教育課長。

○教育課長（奥野政興君） 議員御指摘のとおり、やはり全額の補助というのがこれで賄えないということですから、若干の町の持ち出しがあるというふうに解釈をされております。以上です。

○議長（井野勝巳君） そのほかはございますか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） それでは、歳入については以上で質疑を終わりたいと思います。

歳出につきましては、ページを分けて質疑を行います。

議会費の34ページから労働費の73ページまでとし、農林水産業費の73ページから地方債の調書の116ページまでに分けて行います。

それでは、議会費の34ページから労働費の73ページまでの質疑を行います。中村君。

○4番（中村広一君） 選挙費でちょっと教えていただきたいんですが、45ページ、46ページ。3回選挙が来年度行われまして、ポスター掲示場設置委託料、参議院と岐阜県議会議員の単価は同じで、町長選挙のときに単価が少ない。それと、電算処理委託料は、参議院と県議会議員が一緒に、町長の選挙のときは金額が少ないとあるんですが、ちょっとここわかれば教えていただきたいんですけど。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 中村議員の御質問でございますが、御承知のとおり、来年、それからその次の年でございますが、来年におきましては7月に参議院選挙、それからその次の年の4月ですね、これは統一地方選挙になるかと思いますが、これは県議会議員の選挙でございます。今のところ予定ではございますが、町長選挙が新年度の、おおむね12月、暮れでございますが、実施されるという予定で予算計上をさせていただいておるわけでございますが、参議院、それから県議会につきましては、これはあくまでも県からの委託金でいきます。参議院は当然国のお金を県が請け負って、それから県下へ委託するということが基準単価でございます。当然参議院の選挙であれば立候補者の数も非常に多いですので、掲示板も相当大きくなります。同じように、県

議会につきましても基準がございまして北方町に来るわけでございますが、御周知のとおり、町長選におきましては町費でございます。前回の経費等も十分比較しまして予算化をさせていただいたという経緯でございますので、若干シビアに予算は計上させていただいておる、そのように御了解いただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 36ページの需用費の印刷製本に入ると思いますが、政策審議会が出された意見を病院が、北方町の人がわからないということで、この「くらしのカレンダー」の中に病院がどこにあるかというのを載せるような話を精読で聞いたんですが、そういう私的なことをこういうのに載せてもいいのかどうか、ちょっと疑問に思うんですけど、町立とか公立の病院であれば載せてもいいけど、個人の病院を網羅して載せることはちょっと疑問に思うんですけど、どうですか。

○議長（井野勝巳君） 大平都市環境農政課長。

○参事兼都市環境農政課長（大平喜義君） 議員御指摘のとおり、「くらしのカレンダー」の中に今年度、21年度ですか、から配付させていただくものの中に、1ページ、医療機関の一覧表と地図をつけまして増刷をさせていただいてます。これにつきましては、利用者の方が、新しく北方町に入ってみえる方は、いざ医療にかかろうと思ったときに、どこに何があるかわからないという事の御要望を受けまして、今回、増刷をさせていただきますので、その辺御理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） その要望というのはわかるんですが、公的なものに私的な病院とか、町立でも公立でもない病院を載せることがいいのかどうか、それについてお尋ねしていますの。

○議長（井野勝巳君） 大平都市環境農政課長。

○参事兼都市環境農政課長（大平喜義君） 私の担当ではございませんが、医療機関につきましては、公に近いものでないかというふうに理解をしておりますけど。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 質問がちょっとよくわかりませんが、別に問題があるんでしょうか。

〔「問題ないんですか」の声あり〕

○町長（室戸英夫君） ありません。特に医療機関ですので、命の問題でございまして、今、課長が答弁をいたしましたように、新しく転入をしてきた方とかというような人たちに、特別どこかの病院だけ、医院だけを取り上げてやる、つまり広告宣伝としてやる場合はいかがかと思えますけれども、平等に公平にこういう機関がありますよということを掲示するというに、私は特別違和感もないし、違法性もないと思っております。

その論法でいきますと、バスもそういうことになりますね、民間事業ですから。それにバスの時刻表を広報紙に載せたらいかんとかという話題が飛躍をしいってしまいますので、半ば、半公共といいますかね、住民にとって等しく必要である情報というものは行政が提供をさせていた

だくことに、私は特別問題はないというふうに思っております。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 今、町長が答弁されましたが、バスの維持の路線で100万円、今年度出しますが、2路線を廃止して、また、これ今年度に限っては100万円だけど、また来年度は値上がりする可能性がなきにしもあらずだと思うんですが、その辺についてはやっぱりしっかりとやってもらわないと、土地の借地料だとか、この費用だとか、やっぱり民間だから、さっきも言われたように、民間だから、やっていけなければ当然町に負担を求めてくるのは事実だと思うんですが、その辺について、今後、交渉されていくと思うんですが、どうですかね、その気持ちでやっていただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 議員のそういう趣旨というのはよく理解をさせていただいておるつもりでございますから、湯水のごとくお金を使うという気持ちは毛頭ありませんけれども、御承知のとおり、バスにしろ電車にしろ、やっぱり公共性が非常に強いわけですね。それで、今のような論法でいきますと、赤字になったら、特にバス路線なんていうのは簡単に引き上げてしまいますね。そうすることを黙認をして、住民の生活や足が守れるかという問題が出てくると思うんです。そここのところが微妙でございますが、そういうことのないように、できるだけ補助金などは出さないような方向で努力はいたしますけれども、そここのところは広い意味での住民福祉といえますか、足を確保、どのように保っていくかという問題との兼ね合いが出てくるというふうに思うわけでございます。

何よりもかによりも、乗って残していただくということが住民の側にもある意味の責任としてあるのではないかと。バス路線は引け、引けと言って、バス路線だとか鉄道だとかを引かせておいて、自分たちは自動車で走ってあるということになりますと、これは垂れ流しに近い状況になるわけでございますから、できるだけまず乗っていただくという努力を私どももしなければならぬのではないかと。

御心配をいただくように、何でも要求があったらバス会社に補助金をどんどんとふやしていくというようなことは、厳に慎んでやっていきたいというふうには思っております。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） もう一つ。その公共交通ですが、かつて認可を受けていてこの路線を引くとかということになったけど、構造改革路線によって、もう許可制になっちゃったんですよね。もうからないところは引き揚げるといふ政策がとられるようになってしまったわけですから、本当に乗っていただくためにどうするか、アユカとか何とかというのをやるとかといって書いてありますけど、もっとやっぱり住民に徹底をしてもらうこと、あした一般質問しますけど、やってもらうことだと思いますし、やっぱりその地域の人には助かるかもしれないけど、うちから乗って行ってまた時間かかる、いろんなことがありますけど、やっぱり学校だとか婦人会だとか、いろんなところにやっぱり、この路線をなくさないためにもやっぱりやっていただきたいと思いま

す。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） バスに乗ると、私も曲路から岐阜駅まで乗るんですけど、あのバスに乗ると、国の補助と県の補助が出て運行していますよという話。あれはあの線だけでしょうか、わかったら教えてください。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 私も認識しておりますのは、今、廣瀬議員がおっしゃったあの路線だけでございます。

〔「ほかはないんですか」の声あり〕

○総務課長（村木俊文君） はい。北方は今はないと認識しておりますが。

〔「唐栗農協に行ってるのがある」の声あり〕

○総務課長（村木俊文君） そうですね、大変申しわけございません。私、北方町を中心に考えましたが、実は唐栗農協、巢南に行っております。今で言う河渡橋を通過して真っすぐ西へ行くやつですね、ユーストアの。あの路線も補助をいただいております。今、大変申しわけございませんが、そのような話でございます。私はとにかくバスのターミナルを中心に考えましたので、大変申しわけございません。

○議長（井野勝巳君） それでは、続いて農林水産業費の73ページから地方債の調書の116ページまでの質疑を行います。安藤君。

○2番（安藤浩孝君） それでは78ページですね、道路新設改良費であります。これの委託料ということで、町道3号線、都市計画道路の高屋加茂線歩道計画改良計画の調査設計委託料についてお聞きをしたいと思います。

前回、委員会、それから精読におきまして概要を2回ばかお聞きしました。最初の御説明では車歩道の段差を、20センチあるものを車道を5センチかさ上げして、その段差を15センチにしたいと。そして、また現在の街路樹、プラタナスを伐採して、新たな樹木を植栽したいというふうな提案がなされたわけでありまして、平成24年、あと2年後になるんですが、岐阜の清流国体を期に島有料橋が無料化になるわけでありまして。これは蛇口をめいっぱい開けますと、いっぱい交通量がふえることはもう間違いないわけでありまして。我々、動脈硬化で血管がふさがったのが、コレステロールたまったのが一気に血流が流れるということになりまして、大変膨大な車が入ってくるわけでありまして。

せんだって、審議会のほうで、これいただいた報告書を見ますと、JAぎふで、今、関ヶ原線ですね、1日に1万2,811台。それからもう一つは、今回の町道3号線の北方総合体育館、この前で1日1万2,112台の車が毎日行きかかっておるわけでありまして。そういった道路が、この島有料橋が無料化したときに、どのように車がふえるのか、都市環境農政課長にちょっとお聞きをしたい。これ私見で結構ですので教えてください。

○議長（井野勝巳君） 大平都市環境農政課長。

○参事兼都市環境農政課長（大平喜義君） 大変勉強不足で申しわけございません。そういうこと  
によってふえるということは認識としては持っておりますけど、具体的な数字は掌握しておりま  
せん。よろしくをお願いします。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） 今お聞きしたのはなぜかといいますと、このような、今、21号線、バイパ  
ス、これ8万台。河渡橋が4万から5万台ということになりますと、多分こちらも3万台ぐら  
いはふえるんじゃないか。特に、今、根尾川の橋、藪川の橋が改良工事やりまして、西濃からど  
と多分、岐阜、大垣へ抜けずに回るだろうということで、そのぐらいの量がふえるということ。  
となりますと、グリーン通りもかなり車がふえるだろうと。今、1万台が、多分2万台ぐら  
いになるかもわかりませんね。だから、そういったことを考えて、今回の歩道づくりもしておいで  
のかなと思ったんだけど、そういう考えがないということ、ちょっと残念だというふうに私は思  
います。

それから次に、グリーン通りの歩道、私も散策したり、いろいろしておるんですが、最近目  
につくのは老人のシニアカー。御存じですか、スズキ自動車が出している四輪のシニアカー、おば  
あちゃんが乗ってみえるやつ。あれ、かなりグリーン通り、今、走ったり横断をしています。柱  
本・春來町、結構今普及しておるんです。このシニアカーを見ていますと、これ今、車道を走  
とるんです。今の歩道にはちょっと乗り入れができない、段差の問題やいろんな問題ありまして。  
だから、その辺を今回、この歩道改良工事をされるということですが、どの程度を考慮しておみ  
えるのかお聞きしたいことと、それとこの町道3号線、これは自転車が通行可能な歩道ですか、  
お聞きします。

○議長（井野勝巳君） 大平都市環境農政課長。

○参事兼都市環境農政課長（大平喜義君） 改良するということの想定で、今、お話があったよ  
うないろんな課題をどのような形で改良ができるかということの目的で調査をさせていただいてお  
るということでございます。ですので、具体的に今こういう方向で、精読等で御説明を申し上げ  
た、方針としてはそういう形でございますけど、具体的にここをどうするかとか、そういうこと  
についてはこれから専門的な知識をおかりしながら、議会にも御相談をさしあげてまとめてい  
きたいということでございます。

それで、その方法としましては、コンサルへ委託をするという予定でございますので、その委  
託の経過の途中の中で、具体的に事例的なものがあれば、委員会等に御相談をし、現地を見て  
いただきながら、具体的な方法の検討を議会に御相談を申し上げたいという予定でございます  
ので、よろしくをお願いします。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） 一番最後にお聞きしたのは、この歩道は自転車通行可能な道路かどうか  
ということをお聞きしたんです。教えてください。

○議長（井野勝巳君） 大平都市環境農政課長。

○参事兼都市環境農政課長（大平喜義君） 基本的には、現在は車道と歩道、歩道は人を通行させるということでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） 今回の答弁を聞きまして、私、がっかり来ました。北方には青色のこういう標識がついている、自転車通行可能のマークがいっぱいあるんですが、全く御存じないですか。伊勢田のところに1カ所、柱本に1カ所、グリーン道路は自転車と、それから歩行者が通行可能になっているんです。そのマークがないところについては、小学校6年までと、それから老人の方が自転車で通行できる。あと、一般の方、高校生、中学生は通行してはならんとなってるんです。それで、僕、聞いたんです。どうなっていますか。

○議長（井野勝巳君） 大平都市環境農政課長。

○参事兼都市環境農政課長（大平喜義君） 申しわけございません、勉強不足で。私どもの基本的な考え方としましては、歩車道分離の道路、歩道につきましては、歩道は歩行者という原則論をちょっと御説明申し上げました。北方町の中でそういう標識等で規制が緩和されるところは、もう一度私どもも勉強させていただきまして、よく確認させていただきます。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） この町道3号線は、今言ったように、これ通行できるんです。自転車は通行してもらって結構です。シニアカーも通ってもらって結構です。軽車両は通っていいことになっているんです、この町道3号線は。ということなんです。いいですか。できるとかできんとか、これ通ってええんですよ、ここは。そのぐらいちょっと大平さん、あなた道路管理してみえるなら、本当、自転車も通っていいとか悪いとか、そういうことぐらいちょっと知ってくださいよ、これ。

ですから、私はシニアカーは、きのう、実は委員会で歩道の視察へ行って、車いすを持ってやってきました。これ今シニアカー、結構、幅が広いんですよ。あれ、歩道を通っていいんですよ、警察へ聞きましたら。ですから、今の状況ならちょっと歩道は通りづらい。車道しか通らんです。ですから、島有料橋がこれ無料となったら、もうかなりものが入ってきますと、これ本当に事故が相当出てくると思います。

それで、きのう車いす等を持っていきましたら、結構やっぱり樹木があったり、下に植栽があったり、電柱があったり、標識があったり、花壇があったりで、とてもやっぱりそういったような人にやさしい歩道にはなっていないと思うんですよ。ベビーカーでも今はすごいですよ、柱本の若い人、皆さんあるんだけど、ほとんど皆さんどちらかの車道におりたりなんかしていますから、ぜひこういう障害物のないような、本当に安心・安全な最優先の歩道をつくっていただきたいと思うんですわ。

バリアフリーもそうですよ、僕、さっき言った5センチのかさ上げやなしに、しっかりとしたかさ上げをしていただいて、一体となったもんをつくっていただきたい。どうせやるならいい歩道をつくってくださいよ。5センチぐらいだったら、これまでとそんなに変わらんと思うんです

よ。車歩道一体型の、お金かかってもいいから、僕は、いいやつつくってくださいよ。21世紀型の歩道を発信してください、北方から。ぜひお願いしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 大平都市環境農政課長。

○参事兼都市環境農政課長（大平喜義君） 当該道路につきましては、北方町の幹線道路ということで、町内では最初に手をつけた道路でございます。でございますので、その当時の道路の構造の基準に合わせて現在の形ができております。それで、今おっしゃったように、現状としましてはそういう課題がたくさんございますので、その部分について改良をするための調査をお願いしたいということでございますので、具体的に今の課題をどのような形で改良ができるかどうかというところの調査をさせていただきたいということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 76ページの商工費のところ、北方まつりの事業補助金というのがあるんですが、今年度はみこしの担ぎ手がないということで町が補助金を出すんですが、これかつてみこしを、百年記念通りに陳列をするときに、憲法の20条の政教分離に抵触するのではないかなという意見が出たりして今日に来て、また今度担ぎ手がないということで30万8,000円、新しく補助金という形に出されるんですが、その憲法20条は、その最後のところですが、国及び機関については宗教の教育とか宗教活動をしてはならないという憲法20条があるんですが、これに抵触しないというふうに考えられたのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 日本の文化の歴史をたどると、議員がおっしゃるように、みこしというのは名のごとく神様を祭るものであります。しかし、今日的では、それは信仰の対象に、率直に言ってなっていないと思うんですね。ですから、つまり北方町の一つの文化遺産として北方まつりのおみこしというのはきょうまで存続をして、町も実行委員会等を通じてでございますけれども、それなりの補助をしてきておるといふものでございますから、特別に宗教と行政との、それによって援助をしておるといふ性格のものではないというふうに思っております。

それから、日本社会は神や仏がいっぱいありまして、あらゆる生活の中で宗教が浸透をしておるわけです。だから、それをすべて、これが神様の行事だ、仏様の行事だということでしっかりと区別を厳しくするということになると、人間生活が非常に窮屈になってきてぎすぎすしてくる。やっぱり宗教というものは、人間がしっかりとした道德心を持つ上では重要な一つの団体といえますか、思想でございますから、私はそんなに四角四面に政教分離を厳しく規制をする必要はないのではないか。もちろん、北方町が特定の宗教団体や、あるいはお寺、神社等に直接に補助金を出したり援助をしたりというような形をとるといふことは厳に禁じられておりますけれども、祭り等を利用して、このまちにきょうまで綿々として続いてきた文化をさらに次の世代に引き継ぐ努力ということをするために援助をすることは、いささかも支障がないというふうな認識に立っておるところでございます。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 一般的な文化で言えばそうだと思いますけども、もともとの北方のみこし、お祭りというのは、大井神社へのみこしであったわけですので、その辺がもう割と形骸化されちゃって、もう北方の祭りみたいな形になっているんですけど、そういう考えであればそれでいいのではないかと思います。

○議長（井野勝巳君） 立川君。

○6番（立川良一君） 教育長さんにお尋ねをしたいと思います。

ことしも未来に生きる人々へのメッセージということで、未来につなぐ心の糧作品公募事業が出ておりますけれども、私は、本当に世の中が殺伐としてきたわけです。新聞がもともと、テレビでもそうですけれども、そういうものをこぞってやるんです。親が子供を殺す、子供が親を殺す、あるいは虐待をして子供が餓死をするとか、そんな中で、これすごい心の糧というのは温かい。今、これから必要な家族のきずなというのを感じます。

それで、実は毎年毎年楽しみに聞かせていただきました。第4回が経過していますね。こないだ、家族という、ほんでこの作文の、ページにして1ページ、あるいは半ページぐらい、今失われてきた子供が親を、親がまたその祖父母、あるいはおじいさん、おばあさんが自分の夢を思うという、もう本当読んどって、大体こういう文集というのは形どおり行われて、町長のメッセージにもあったです、ごあいさつ。もう涙が出てくるという、感動するという、そんな、私も同じような気持ちで読ませていただきました。

それで、お尋ねをしたいのは、せっかくのこの事業をおやりになるのに、4年を経過して、受け皿というんですか、だんだん、例えば聞く人、参加者も少なくなってきましたし、北方町、人口1万8,508名ですか、全国にも発信をして、そうすると向こうから来るんです。ありがとうというか、もうすばらしいメッセージを出していただいて。もしもおいでいただいたときに、この「きらり」、満杯で500人ぐらいですか、第4回目でがらがら。それで、これを何とか盛り上げていく、例えば、ほんなサクラというか、児童生徒を招集しても、これまた余り意味がないでしょうし、私、機会があったらいろんな集会で、これ1個だけでも読んであげたいというか。この作文を読みますと、経済的に豊かとか、あるいは社会的に恵まれたとかという人ないですよ。生活の中で本当に家族ってすごいなという、そういう思いを抱かせます。何とかこの事業が本当に定着をして、全国に発信をして、ほんで全国の人に応募していただいて、ありがとうという。何かこれをもとにしてできていくんじゃないかなという、そう思うんですよ。

ほんで、もう新年度が始まりますと、この152万6,000円でまた公募をかけて終わっていくという。大変もったいないというか、一回一回が寂しいというか。これを、例えば教材にですとか、あるいはいろんな集会のときに、今、失われつつある家族のきずなというか、心がこんな形でというのを紹介するといいなという思いを個人的に私は持つわけ。教育長にこの事業に対する、今年度、また去年と同じようにだんだん聞く人が減っていくというのじゃ困る、僕は。ちょっと受けとめ方、一般質問ではありませんので、通告してありませんので申しわけないんですけど、また後で訂正していただいても結構ですのでお願いします。

○議長（井野勝巳君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） 温かいお言葉をありがとうございました。後でゆっくりと話し合ってみたいというふうに思っております。

この場で、御質問の意図は2点あったような気がいたします。

1点目は、この事業をさらに盛り上げていくにはどうしたらいいのかと。特に発表会のあり方をどうするのかと、この問題点を御指摘していただいたと思っております。

もう一点が、今の世の中を見たときに、こうして文集につくったその内容が極めて素晴らしいから、これをどのようにこの内容を広げていくか、利用のあり方であったというふうに思っております。

この2点につきまして、私の所見をお話しさせていただきますと、確かに1点目の発表会の折の参加者数を見ても、前回よりも今回は落ちております。これはやはり私どものこの表彰式のありようが、やっぱりこれではまずいのではないかというふうに思っております。この表彰式のありようについてどうあるべきかということについては、この議会が終わりました18日以降、次の審議がありますけれども、心の糧実行委員会、村瀬委員長さんが中心になって進めておっていただきますが、この場にお諮りしまして、来年度はさらなる活性化のための発表のありようにつきまして検討をいたしまして、一工夫しようと、こういうふうに考えております。

2点目につきましては活用でございますが、今、議員御指摘のように、小中学校での活用のみならず、やはり私どもはそれぞれの学校あるいは町立の図書館には何冊か陳列をして読んでいただけるような工夫はしておりますけれども、例えばせっかくできた本ですから、自治会を通して各班に1冊回覧できるような、そんな工夫をしながら多くの方々に読んでいただいて、その内容のすばらしさとあわせて、こういうことを書くんであったら僕も、私も、あるいは親子そろって参加しようと、こういう気持ちになっていただけるような工夫をしてみたいと、こういうふうに考えております。

現在のところ、たくさん冊数をつくってもなかなか、正直言って求めていただける方が町内では少のうございます。そうした意味では、自治会経由で大いに読んでいただこうと、こんな工夫も来年度はしてみたいと、こういうふうに考えております。以上でございます。

○議長（井野勝巳君） 立川君。

○6番（立川良一君） 教材というんですか、これが。あと、わ、わ、私という、その自己紹介できなかった新婦のお父さん。それを新郎がぱっとかばうとか、これが僕の父なんだと。もうやっぱりすごいなという、だからやっぱり子供たちにも、今、もう何かというと揚げ足をとって、心が本当に突き刺さるようなことを言う、そういう中でこういう素晴らしい家族があるということをやっぴり考えさせるきっかけとして、あの発表会だけにとどまるのではなくて、この文集をつくって、これで終わりというんじゃなくて、これを何とか使っていききたいと、使っていたきたいと、そんなふうに思っています。また、委員会がありますのでお願いします。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番(日比玲子君) 86ページの能力開花事業とか心の教育事業、そして教育長になられてから5カ年の教育事業計画というのが、ことしで4年目ですか、そうなっていますけど、かつて、何年か前ですけど、今、国では心とか心身を、精神疾患にかかっている先生が何万いるとかというのが報道されていますけど、こういうことをやることによって北方町の、県から給与はいただける先生たちでありますけども、そういった精神的な疾患にこういったのは影響していないのかどうか、ちょっと心配になるのでお聞きをしたいと思います。

○議長(井野勝巳君) 宮川教育長。

○教育長(宮川浩兵君) もう一度、影響されないかという、何が何に影響されないのかということについて、ちょっともう一度お願いいたします。

○9番(日比玲子君) 能力開花事業であるとか、それから心の教育とかというのはことしで2年目ですよ。それから、5カ年の事業計画を立てられていますよね。そういうことを新たな事業としてやってみえるんだけど、それが先生たちの負担になって、心身ともにおかしくなっている人は、先生はいないのかどうか、ちょっと心配になっていますのでお願いします。

○議長(井野勝巳君) 宮川教育長。

○教育長(宮川浩兵君) 先生の負担ということですね、要は。私どもは、それぞれ学校の校長と打ち合わせをしながら、今、北方の子供にとって何をこそ大事にしなければならないかということとを十分話し合ってきております。今、何をこそ大事にしなければならないかということについて三つございます。一つは基礎学力の問題、二つ目は心の教育の問題、三つ目はふるさとをどのように子供たちに理解をさせていくかという問題、これはどの学校にも共通している義務教育の小学校、義務教育の基本であるというふうに私は思っております。

このことについては、それぞれの学校でも十分理解を得ておりますし、それを進めていくに当たってどのように進めるかというのが、全く学校の独自性を発揮していただくことになっております。こちらから、こうなさい、ああなさいということは申し上げておりません。必要な学校での取り組みに対しては、交付金としてお金をつけましょと、こういうスタンスが教育委員会の立場でございます。

したがって、この三つについては、北方の子供たちの実態を踏まえて推進していただくという基本でございますから、当然負担というよりは、そのことに重点をかけて取り組んでいただくという意味で先生方の負担にはなっていないと。むしろ、そのことにそれぞれの学校の先生が使命感を持って取り組んでいただきたい、こういうふうに思っておりますし、またそのように取り組んでおっていただけるものというふうに考えております。以上です。

○議長(井野勝巳君) あとよろしいか。鈴木君。

○1番(鈴木浩之君) ページ数はそれぞれにあるんですが、ちょっと言い方が申しわけないけど。これ全般についてちょっと総務課長にお尋ねしたいんですけど、要はパソコンのことなんですね。毎年それぞれの所管において、パソコンの新たなシステムについて新たに導入するとか、機器の借り上げとか、業務の委託ということは出ているわけなんですけど、セキュリティーについては

当町としてはどういうふうにやっていますかね、こういったものに。パソコンのセキュリティーについてです。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） セキュリティーについてでございますが、実はそれを開くには、基本的に、今、庁内の職員にはほぼ1人1台というふうにパソコンを与えておる、与えておるといよりも貸しております。それで、その開くとき、個人コード、番号がございまして、これ実は私の番号は、例えば隣の北村さんは知らないというような形で、マル秘で管理しております。ですから、開くことがまずできないですね、第三者が。それを徹底してやらしとるのが実態でございます。

○議長（井野勝巳君） 鈴木君。

○1番（鈴木浩之君） それは個々、一台一台の今お話で、要はこないだの3月7日の日曜日の読売新聞に、全国で193の自治体において、サーバーですね、ですから北方町といっても本巣広域であり県でありということで、それはつながっていると思うんですよ、システム上。だから、そういったことにおいて、万が一サイバー攻撃を受けた場合には簡単に不正なアクセスに遭うというようなちょっと新聞記事が出ていたんですけど、そういったことで予算の中に持ってくる委託の中でそういったものが含まれているということも、そういう形で理解していいのかなのか。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 大変申しわけございませんが、私もそれほど機械に詳しいわけではございませんが、とりあえず新年度予算には耐用年数を経過したものを中心に入れかえるというスタンスをとっております。確かに、まだ4日か5日ぐらい前の新聞でしたよね、その記事。ちょっと私も見ましたんですが。

〔「日曜日」の声あり〕

○総務課長（村木俊文君） そうですね。それに対して特段投資をするという予算は組んでいないと認識しておりますが、そのあたりを将来に向けて検討をさせていただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） ひとり言言っとったのを指された。

じゃあ、パソコンのことでちょっと。教育委員会のところでちょっとお聞きしたいんですけども、パソコンの保守点検というやつがあるんですよね。保守点検というやつは、システムで動くやつは恐らく保守点検をしないと、ある日突然あかんようなことになるので、それはわかるんだけど、庁舎のパソコンは保守点検ない。恐らく皆さん使っておられるやつは保守点検やっていないんだけど、学校のいわゆる管理費で、委託料で保守点検というのが載っているんだけど、そこら辺は必要はあるんですか。私らのパソコンも買って5年ほどになるけど、そんなもんはやったことない。そこら辺をお聞きしたい。

○議長（井野勝巳君） 奥野教育課長。

○教育課長（奥野政興君） 学校につきましても同様ですね、保守点検等を予算化しております。

すべて保守点検やっております。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） だから、普通、私どもが使うやつは、庁内のパソコンでもそうだと思いますし、私どもが使うパソコンもそうなんだけれども、いわゆる壊れない限りやりませんよね。ほんで、壊れたらどこかの修理屋へ持って行って直すよと、こういう話なんだけれども、これは定期的にやられとるということで理解をしてよろしいんですか。

○議長（井野勝巳君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） 私も余り詳しいわけではありませんが、これは教育委員会に入っているのは役場と一緒にございまして、リースなんです、すべて。1年間契約で、1年間ずつ契約しながらリースでお借りしているんですね。したがって、壊れたときには、もう当然リースですけども、壊れないように保守点検をしていただく形をお願いをしておる、そういう意味での保守点検料が要ると、こういうことでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） それは、役場も庁内のパソコンも一緒じゃないんでしょうか。そういう話やと、余計保守点検なんていうのは、こちらの仕事じゃなくて、貸し主のほうの仕事じゃないかなというふうに思いますが。わずか50万円ほどですけども、四つの学校で経費が出ていますので、そこら辺は考え方が何かあっていいような気がします。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） そうですね、・瀬議員がおっしゃるとおり、庁内で管理しておりますノートパソコン、これについてはリースということで、この中にもう点検、軽微な故障に対応できるような借り上げになっておりますので、特段、別立ててこの機器の保守点検は入っておりません。予算計上はしておりません。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） だから教育委員会、もう学校で使うやつ、児童用が使う、これちょっと科目が違っていたんだけど、管理費ではなしに教育振興費のほうで使うやつは子供が一生懸命使うんで、その保守点検というのはある程度わかるような気がしますけども、先生が使われるパソコンについて、毎年保守点検が要るのかなという感じがしているんです。そこら辺は、なぜ学校で使うパソコンだけが保守点検が要って、庁内で使うパソコンが要らないのかと、そこら辺の考え方だけ教えてください。

○議長（井野勝巳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時41分

---

再開 午前11時45分

○議長（井野勝巳君） それでは、再開をいたします。答弁は。宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） 訂正をして答弁をさせていただきます。

実は、学校関係が町とは独立した別のシステムがネットワークで敷かれております。俗に、学校間ネットワークと私どもは言うておりますが、この学校間ネットワークは県ともつながっておりますし、町のほうとのかかわりもあるわけですが、ここに、ソフト面で言いますと、先ほど鈴木議員が御指摘されましたように、ウイルス攻撃を受けないように、それを防御するためのウイルス対策が施してあるわけですね。これは年々やっぱり更新をする必要があるということで、そのウイルスバスター対策費としてそれぞれの学校に必要な経費を予算化しているということでございまして、先ほどリース面にかかわります保守点検、ハード面の点検ということではなくて、ソフト面にかかわる点検であるというふうに訂正をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 私もウイルス対策をやっていますので、そういう話なら了解します。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） では、これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第10号につきましては、各常任委員会の関係部分をそれぞれの常任委員会に付託をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は各常任委員会の関係部分をそれぞれの常任委員会に付託することに決定をいたしました。

午前の部はこれまでとして、午後は1時30分から再開をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時30分

○議長（井野勝巳君） それでは、再開いたします。

#### 日程第10 議案第11号

○議長（井野勝巳君） 日程第10、議案第11号 平成22年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。日比君。

○9番（日比玲子君） 国保税のことですけれども、法律が変わりまして、今まで6割、4割という法定減免があつて、応能・応益を50・50に平準化することによって、2割、7割、5割という減額を設けることで、今、北方町もそれで動いてきているんですが、この法律改正によって、この比率を考えなくてもいいということに法律がなって、2割、5割、7割はそのまま生きるんですが、これは応益のほうを減額することについてはどう思われますか。

○議長（井野勝巳君） 山田住民保険課長。

○住民保険課長（山田忠義君） 町村によっていろんな考え方があるとは思いますが、応益、応納を5割・5割にする、それを外して応益のほうを少なくするということは、例えば貧しい方について少なくするという、イコール、結局国からの支援金分がそれだけ、7割、5割、2割にした場合に、その額が少なくなってくるというものがございまして。ただ、それにも増して貧しい方に応益を少なくするということは本人等にとっては確かにメリットがあるかと思いますが、この問題については、今後、よく考えていきたいとは思いますが、今のところ国費が支援金等、軽減分が減るということで、今年度については5割・5割は堅持していきたいと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） もう一つ。今、答弁いただいたんですが、2、5、7割は減額があっても平準化は変えないでいきたいということでありまして、国からそれをやることによって、応益割を減らすことによって国からのお金が減る可能性があるということですが、じゃあ私はこれやることによって収納率が若干上がるのではないかと思いますけども、そのペナルティーのほうとどっちが大きいのか、その辺を検討されたことがあるのですか。

○議長（井野勝巳君） 山田住民保険課長。

○住民保険課長（山田忠義君） 応益のほうを、確かに低いほうですと収納率は上がるかもしれませんが、逆に応納割のほうですけど、中間層にますます負担が多くのかかってくるということで、中間層のほうの収納率は下がってくると思います。そういったことを考えますと、どちらがいいかというのはまた難しい話になりますけれど、中間層が確実に悪くなると思います。

○議長（井野勝巳君） そのほかございませんか。立川君。

○6番（立川良一君） ちょっとお尋ねをしたいんですけども、今度、9期を10期という、それはそれでいいんですけども、収納率の向上を図るといふことの整合性というんですか、前回8期を9期にした。そのときに、やっぱり収納率の向上を図るといふ。90.何%でずっと推移してきたのが、途端に80、何か下がった。今度、10期にして向上が、現年度分はおたくの責任で徴収しなあかん。ちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（井野勝巳君） 山田住民保険課長。

○住民保険課長（山田忠義君） 20年に8期から9期に変えたときは、納期が7月から2月だったものを7月から3月に変えたということで、結局出納閉鎖期間の5月まで、要するに9期が未納だと判明するのが4月半ば過ぎになってきます。それから、滞納整理することによって、結局その9期分を回収するのはかなり困難な部分がありました。今回、9期から10期にすることは、仮徴収を含めて5月から2月までということで、3月をなくします。そういったことで、出納閉鎖期間までの期間があり、多少その辺は変わるのではないかなと考えておりますが、現在の経済情勢と、それから今度7月からですけど、今、短期保険証、1カ月、2カ月、3カ月の人を出している世帯についても、子供は6カ月を出しなさいと来ております。そうすると、今、保険証

が欲しいために分納されている方が、今度は毎月来なくなる場合が考えられます。そういったいろんな面がございますので、直ちに収納率が上がるかというのは、ちょっと明確には答えにくい部分がございます。よろしくお願いします。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第11号については、厚生都市常任委員会に付託をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は厚生都市常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第11 議案第12号

○議長（井野勝巳君） 日程第11、議案第12号 平成22年度北方町老人保健医療特別会計予算を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第12号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は厚生都市常任委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第12 議案第13号

○議長（井野勝巳君） 日程第12、議案第13号 平成22年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。日比君。

○9番（日比玲子君） これは町長が議員で出てみえるわけですが、3年目で、ことしはこの保険料をどうするかということで、新聞報道によりますと、岐阜県は一番初めと変わらないということですが、3年目を迎えて、この国保でも払えない人がいるわけですね。それが国民健康保険税法と同じやり方で資格証明書の発行をすとかいうことはずっと言われてきたわけですが、2年たって3年目に入るといふことで、その資格証明書の発行とかいふのはどういふふうになりましたか。

○議長（井野勝巳君） 山田住民保険課長。

○住民保険課長（山田忠義君） 現在、北方町では資格証明書は発行しておりません。短期保険証

が5件ございます。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 短期と資格証明書の発行がされているということですが、これは岐阜県の広域でやっているわけですので、その広域連合の指針みたいなものにとつて、うちはこういう形で出されているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 山田住民保険課長。

○住民保険課長（山田忠義君） あくまでも資格証明書、あと短期保険証につきましては、これは後期高齢の基準であくまでもやっておりますので、町単独の動き方はしておりません。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第13号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は厚生都市常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

### 日程第13 議案第14号

○議長（井野勝巳君） 日程第13、議案第14号 平成22年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。日比君。

○9番（日比玲子君） 下水事業に切りかえることによって、富士さんに対する県の合理化法という法律に基づいて、若干いろんな仕事をこの下水ができたことによって移しているわけですが、今年度予算で一体、一般会計も含めてだと思えるんですが、どのぐらいになりますかね。大体私は1億2,000万円ぐらいと思っていたんですが、1億8,000万円という人もいますので、大体どういう、場内の管理とか、そういうのも含めて全部でどのぐらい合特法で出ているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 豊田上下水道課長。

○上下水道課長（豊田 晃君） 合特法によります代替業務の金額でありますけども、平成21年度予算につきましては、残念ながらちょっと所管が違いますので掌握し切っておりませんが、平成20年度の実績で申し上げますと、1億7,062万855円という金額になっております。以上です。

○議長（井野勝巳君） 立川君。

○6番（立川良一君） 今回、汚泥の処分、運搬手数料とか、処分の委託料を計上されております。大変長い間よく努力をしてきました。今もってふれあい水センターはにおいが全くしないという。しかし、積み重なってきた汚泥が上澄みの部分が少なくなってきたおるんですね。今のまま放置すると、もう当然、川に流れ出ますので、しっかりと処理をする時期かなというのはあります。

ちょっとお尋ねしたいんですけども、頑張る北方、汚泥発生ゼロ3,219日というやつ。その3,219日というのは去年、1年ぐらい前の話ですね。だから、頑張る北方というのは、いわゆるINGというか進行形ですね、ある意味で頑張った北方というか、日本記録を樹立したとか、だから3,219日というのはやっぱりどこかで何かの形で残していくというか、あの数字はあれでいいんですけども、あのまま置いておくと、3,219、次の3,220が出てくるような気がするんですけど、ずっと1年ぐらい続いている。3,219って8年半ですか、わたって出ないという。あのふれあい水センターをつくるときに、何回もあちこち視察に行きました。もうにおうし臭いし、大変な施設やなというのは、もうあのすばらしい維持管理という中で、ちょっと今、現況ですか、汚泥の。と、その看板の処理の仕方ですか、どんなふうにお考えになっていますか。

○議長（井野勝巳君） 豊田上下水道課長。

○上下水道課長（豊田 晃君） まず、お尋ねの汚泥の出ぐあいでありまして、今年度に入りまして、大体2カ月に3回くむというようなことで、1回4トンぐらいくみますので、2回か3回ぐらいくむという予定でした。現在は、残念ながら1カ月に4回ぐらいくむということで、徐々にやはり絶対量はふえてきとるという状態であります。恐らく来年度は、この予算にもありますように、もう少しくむ量がふえていくということでもありますけれども、結局処理量に比例してこういったものはくまなきゃいけないという状況になっているというふうに思っています。

それから、今おっしゃいました看板の件ですが、実はあの看板につきましては、設置したのは町ではなくて、富士が設置しまして、おっしゃるようにINGというのはおかしいので、頑張るとる実態はありますから、それを残すにしても日にちについては若干問題だねという話は、業者とは既に話し合っております。業者のほうで一遍その辺どうするか考えるという返事をいただいていますので、もし願うところであれば、なるべく早く撤去するというのも一つの方法だというふうには考えていますが、富士と話し合っただけというふうには思っています。以上です。

○議長（井野勝巳君） 立川君。

○6番（立川良一君） その3,219日、もうすごい数字だと思うんです。だから、その時点、終わったとき、終わった瞬間というのを私はよく存じておりませんが、多分1年半ほど、1年ほど前になるかな、その時点で一応区切りがついたわけですので、今後、大いに期待をしておりますし、発生のための努力はされていると思うんですけども、ちょっとあれは考えていただいて、いい形で記念として残すという、あれはもう今の現在進行形というような、ぜひまたお願いします。

○議長（井野勝巳君） ございませんか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は厚生都市常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第14 議案第15号

○議長（井野勝巳君） 日程第14、議案第15号 平成22年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてを議題といたします。

提案理由が終わっておりますので、これから質疑を行います。

ございませんか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第15号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は厚生都市常任委員会に付託することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま町長から議案第16号、北方町老人デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例制定についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号を日程に追加し、追加日程第1とすることに決定をいたしました。

---

#### 追加日程第1 議案第16号

○議長（井野勝巳君） 追加日程第1、議案第16号 北方町老人デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、恐縮でございますが、議案第16号を追加にて提案をさせていただきたいと存じます。

議案第16号は、北方町老人デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例制定についてでございます。その内容は日常生活に要する費用の徴収額を改めようとするものでございます。食料費の費用の食料費材料を改めて、その材料の質を高めるために、その食料費を従来300円でございますものを1食400円にさせていただき、こういう内容でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 質疑を行います。

ございませんか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） では、質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第16号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は厚生都市常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

○議長（井野勝巳君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

第3日目は、明12日午前9時30分から本会議を開くことにいたします。

本日は、これにて散会いたします。大変御苦労さまでございました。

散会 午後1時52分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成22年3月11日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員